

物品・役務契約に関する制度改正のお知らせ

札幌市交通局では、物価高騰への対応や事務手続きの効率化を図るため、令和8年度より、物品の購入や役務契約等に関する各種基準や取り扱いを見直します。

事業者の皆様におかれましては、本改正の内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

1 随意契約の上限額等の引き上げ

競争入札によらずに随意契約を行うことができる予定価格の基準額を、地方公営企業法施行令の規定にあわせて以下のとおり引き上げます。

また、この引上げに伴い、予定価格調書の作成を省略できる金額や、入札結果等の公表対象となる特定随意契約の基準額等も引き上げます。

契約の区分	改正前の基準額	改正後の基準額
物品の製造の請負	250 万円以下	400 万円以下
物品の購入	160 万円以下	300 万円以下
物品の借受け（リース等）	80 万円以下	150 万円以下
物品の修繕、役務契約	100 万円以下	200 万円以下

2 契約書・請書の作成省略基準の引き上げ

契約書や請書の作成を省略できる金額の基準を引き上げます（リース契約、長期継続契約その他契約書の作成が省略できないものを除きます。）。

(1) 契約書の作成を省略し、請書で契約できる金額

区分	改正前の基準額	改正後の基準額
物品の製造の請負	250 万円以下	400 万円以下
物品の購入	100 万円以下	200 万円以下
物品の借受け（リース等）	80 万円以下	150 万円以下
物品の修繕、役務契約	50 万円未満	100 万円以下

(2) 請書も省略できる金額

区分	改正前の基準額	改正後の基準額
物品の購入・修繕・ 製造・借受け	50 万円以下 (資格者以外は 10 万円未満)	100 万円以下 (資格者以外は 20 万円未満)
役務契約	10 万円未満	20 万円未満

※ 資格者とは、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のある者のことを言います。

3 入札保証金・契約保証金の免除対象の拡大

過去の契約実績により、入札保証金及び契約保証金の納付を免除できる要件について、これまで「本市その他の官公庁」としていたものに、独立行政法人及び法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 5 号に規定する公共法人を追加します。

4 指名競争入札の指名通知期限の変更

指名競争入札において、送付による入札が一般化していることを踏まえ、十分な見積・準備期間を確保できるよう、指名通知を行う期限を前倒し（延長）します。

予定価格	区分	改正前の通知期限	改正後の通知期限
500 万円未満	通常時	2 日前の日	5 日前の日
	緊急時等	—	2 日前の日
500 万円以上 5,000 万円未満	通常時	6 日前の日	8 日前の日
	緊急時等	2 日前の日	5 日前の日
5,000 万円以上	通常時	11 日前の日	変更なし
	緊急時等	6 日前の日	8 日前の日

5 施行日について

本改正は、原則として令和 8 年 4 月 6 日から施行（適用）されます。

※ 基準額については、施行日以後に行う告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用します。